

## 第22期第34回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年10月15日（火） 14：00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

### 3 議 題

(1) 筑前海区における許可（令和6年度福岡湾貝桁網漁業）に係る適格性について（諮問）

資料1

(2) 筑前海区における許可（かれいひらめ固定式刺し網漁業）に係る適格性について（諮問）

資料2

(3) 筑前海区における許可（小型いかつり漁業）に係る適格性について（諮問）

資料3

(4) 筑前海区における新規の許可に係る制限措置等について（諮問）

資料4

(5) アコヤガイの保護に係る委員会指示について（協議）

資料5

(6) その他

資料 1

(22-34 筑前漁調委)  
(令和6年10月15日)

6漁管第1106号

令和6年10月9日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における許可（令和6年度福岡湾貝桁網漁業）に係る  
適格性について（諮問）

このことについて、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、令和6年度福岡湾貝桁網漁業の許可を受けようとする船舶等の基準を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。



令和6年10月3日

福岡県農林水産部水産局漁業管理課  
課長 秋本 恒基 様

福岡市漁業協同組合  
代表理事組合長 藤野 秀司



博多湾（箱崎地先）におけるアカガイ桁網漁業の許可について（要望）

筑前海区沿岸漁業の振興並びに調整に関しましては、平素より多大なるご尽力を賜っておりますことと、併せて当組合に対しましても格段のご指導・ご高配を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、枯渇したアカガイ資源の再生を目指し、毎年アカガイの稚貝を放流しています。令和2年度以降、福岡県水産海洋技術センターの資源量調査結果を踏まえた貴委員会でのご協議に基づき、貝桁網の漁業許可を受け、博多湾内にて操業を行っているところであります。昨年は、12/1～4/30の間、10日間の操業を行った結果、計60kgの水揚げを上げることができました。

そこで、本年も9月24日及び9月26日に福岡県水産海洋技術センターに資源量調査を、実施していただきました。その結果、箱崎地先では漁獲サイズである70mm以上の成貝の推定資源量が、約14.9トン確認され、漁業対象として見込める量が引き続き生息していることが分かりました。

つきましては、資源の有効利用を図るため、本年も引き続き下記のとおり漁業の許可を要望いたしますので、ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、一昨年度まで要望しておりました伊崎地先については、アカガイ資源が少ないため休漁することとし、引き続き稚貝放流などの資源回復策に取り組むことといたします。

記

- |          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 1. 漁業種類  | 手繰第3種貝桁網漁業                            |
| 2. 操業区域  | 箱崎地先漁場（別紙漁場図のとおり）                     |
| 3. 操業期間  | 令和6年12月1日～令和7年4月30日まで                 |
| 4. 操業時間  | 日の出から日没まで                             |
| 5. 漁具の規格 | 桁の幅 100cm以下、網の長さ2m以下、<br>網の目合い 80mm以上 |
| 6. 要望隻数  | 箱崎支所、伊崎支所、姪浜支所、奈多支所<br>3級船 計6隻        |
| 7. その他   | 漁業権管理委員会の同意済み                         |



令和6年10月3日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡市漁業協同組合  
代表理事組合長 藤野 秀司



博多湾（箱崎地先）におけるアカガイ桁網漁業の許可について（要望）

筑前海区沿岸漁業の振興並びに調整に関しましては、平素より多大なるご尽力を賜っておりますことと、併せて当組合に対しましても格段のご指導・ご高配を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、枯渇したアカガイ資源の再生を目指し、毎年アカガイの稚貝を放流しています。令和2年度以降、福岡県水産海洋技術センターの資源量調査結果を踏まえた貴委員会でのご協議に基づき、貝桁網の漁業許可を受け、博多湾内にて操業を行っているところであります。昨年は、12/1～4/30の間、10日間の操業を行った結果、計60kgの水揚げを上げることができました。

そこで、本年も9月24日及び9月26日に福岡県水産海洋技術センターに資源量調査を、実施していただきました。その結果、箱崎地先では漁獲サイズである70mm以上の成貝の推定資源量が、約14.9トン確認され、漁業対象として見込める量が引き続き生息していることが分かりました。

つきましては、資源の有効利用を図るため、本年も引き続き下記のとおり漁業の許可を要望いたしますので、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

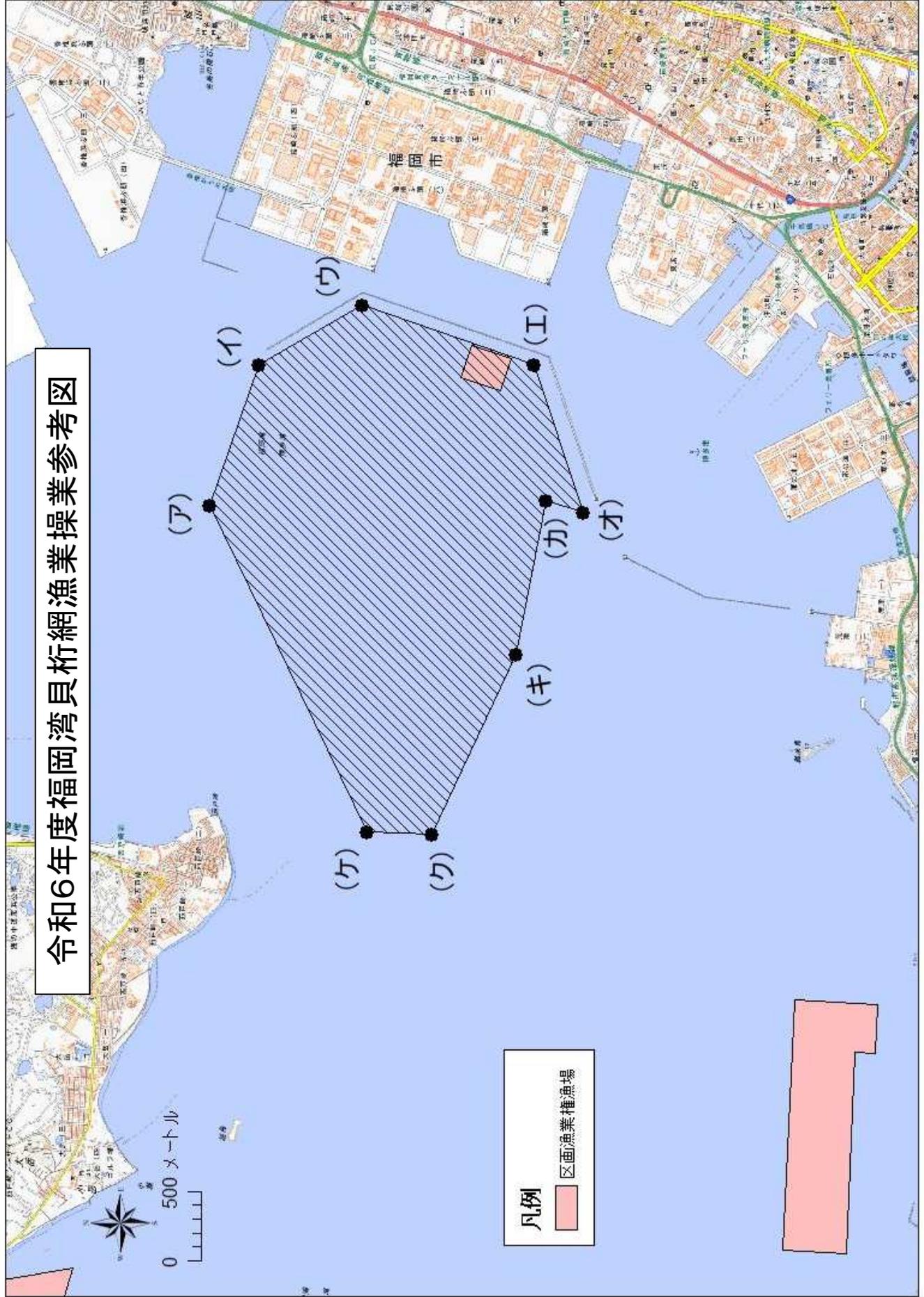
なお、一昨年度まで要望しておりました伊崎地先については、アカガイ資源が少ないため休漁することとし、引き続き稚貝放流などの資源回復策に取り組むことといたします。

記

- |          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 1. 漁業種類  | 手繰第3種貝桁網漁業                            |
| 2. 操業区域  | 箱崎地先漁場（別紙漁場図のとおり）                     |
| 3. 操業期間  | 令和6年12月1日～令和7年4月30日まで                 |
| 4. 操業時間  | 日の出から日没まで                             |
| 5. 漁具の規格 | 桁の幅 100cm以下、網の長さ2m以下、<br>網の目合い 80mm以上 |
| 6. 要望隻数  | 箱崎支所、伊崎支所、姪浜支所、奈多支所<br>3級船 計6隻        |
| 7. その他   | 漁業権管理委員会の同意済み                         |



# 令和6年度福岡湾貝桁網漁業操業参考図



## 福岡湾アカガイ資源量調査結果（速報）

1. 調査日：令和6年9月24日（火）、26日（木）

### 2. 調査方法

- ・昨年同様に、箱崎地先及び伊崎地先で調査を実施（図）
- ・範囲内で貝桁網を複数回操業し、漁獲されたアカガイの量から資源量を推定

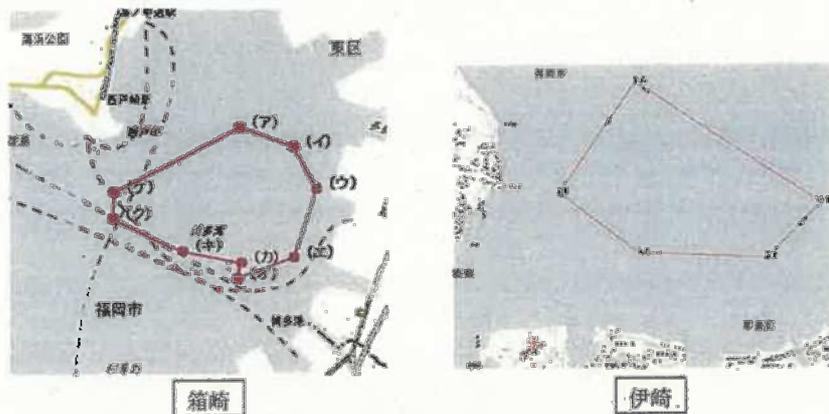
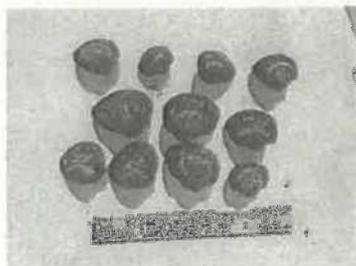


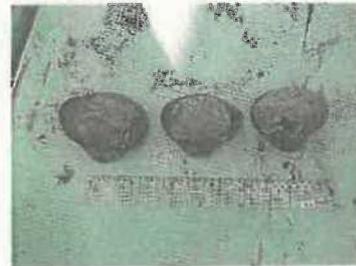
図 資源量調査区域

### 3. 結果

- ・箱崎の70mm以上の推定資源量：14.9t（R5年度：19.6t）
- ・伊崎の70mm以上の推定資源量：6.3t（R5年度：0t）



箱崎



伊崎

## アカガイについて

### 1. アカガイとは

アカガイは、フネガイ目フネガイ科に属する二枚貝の一種。

内湾の砂泥底に潜って生息し、殻には42本前後の放射肋（筋状のライン）がある。他のフネガイ科の二枚貝と同様、血液が赤く、これが名前の由来となっている。

有明海等で漁獲されているサルボウガイより放射肋の数が多く（サルボウガイは32本）、殻が大きくなるのが特徴。

かつて、福岡湾・周防灘では重要な漁業資源であったが、著しく減少した。現在も福岡県内各地で生息が確認されるが、資源量は少ない。

### 2. アカガイの生態

大きくても殻長12cm、殻高9.6cm程度で42から43本の放射肋をもつ。前述の通り身が赤いことも特徴の一つである。水深0～60mの砂泥底に棲息する。

産卵期は、5月下旬～10月下旬であるが、その盛期は6～8月で、産卵開始水温は18～21℃である。

満1才で3.5～4cm、2才で殻長6.5～7cm、満3才で殻長8～9cmに成長し、満2才貝から成熟産卵する。

### 3. 漁法

現在、福岡湾では、貝桁網により漁獲が行われている。



貝桁網



試験操業で漁獲されたアカガイ

## 福岡湾アカガイ資源量調査結果について

1. 調査日：令和6年9月24日（火）、26日（木）

### 2. 調査方法

- ・箱崎地先及び伊崎地先で調査を実施（図1）。
- ・範囲内で貝桁網を複数回操業し、漁獲された量から資源量を推定。

### 3. 結果

- ・漁獲サイズである70mm以上の推定資源量は、箱崎地先では14.9t（前年度19.6t）と前年度と比べて減少しており、伊崎地先では6.3t（同0t）と前年度と比べて増加していた。
- ・アカガイの生息水温の上限は27℃と報告されているが、前年度に引き続き今年度も湾奥の9月の底層水温が27℃以上に達しており、このことが湾奥部である箱崎地先での減少要因の一つと推察される。
- ・殻長組成（図2）は、漁獲可能サイズである殻長70mm以上の個体が一定量確認された。
- ・気象の影響を受けやすい博多湾内では、次年度以降も高水温となる可能性がある。そのため、現在発生している漁獲サイズの個体群が自然減耗する前に有効利用を図るべきと考えられる。



図1 資源量調査区域

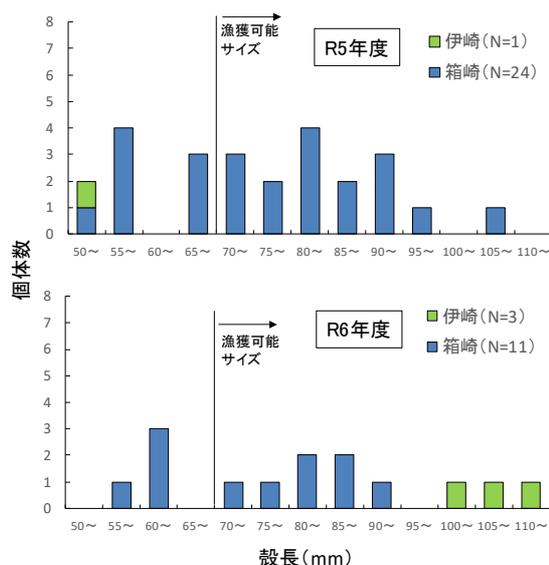


図2 アカガイの殻長組成

## 令和6年度福岡湾貝桁網漁業許可方針（案）

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対して行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
筑前海区	6	福岡市

#### (2) 操業区域

筑前海区海面

#### (3) 漁業時期

令和6年12月1日から令和7年4月30日まで

#### (4) 漁業を営む者の資格

(1)に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

- ・筑共第8号共同漁業権管理委員会の同意がある者

### 2 許可の有効期間

令和6年12月1日から令和7年4月30日までとする。

### 3 条件

(1) 次に掲げる区域以外の海域においては操業してはならない。

筑共第8号共同漁業権漁場内であって、次の(ア)～(ケ)及び(ア)の点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域のうち、区画漁業権漁場を除いた区域

○箱崎地先

- (ア) 北緯 33 度 38.697 分 東経 130 度 23.144 分
- (イ) 北緯 33 度 38.511 分 東経 130 度 23.805 分
- (ウ) 北緯 33 度 38.110 分 東経 130 度 24.088 分
- (エ) 北緯 33 度 37.443 分 東経 130 度 23.813 分
- (オ) 北緯 33 度 37.246 分 東経 130 度 23.121 分

- (カ) 北緯 33 度 37.394 分 東経 130 度 23.179 分
- (キ) 北緯 33 度 37.506 分 東経 130 度 22.458 分
- (ク) 北緯 33 度 37.828 分 東経 130 度 21.612 分
- (ケ) 北緯 33 度 38.081 分 東経 130 度 21.620 分

※世界測地系

- (2) 日没から日の出までの間は操業してはならない。
- (3) 桁の幅（内径）は、1 m以内でなければならない。
- (4) 網の目合は、8 c mより細目のものを使用してはならない。
- (5) アカガイ以外を目的に採捕してはならない。
- (6) 4月1日から4月30日の期間中、混獲されたなまこは採捕してはならない。

#### 4 資源管理の状況等の報告

福岡県漁業調整規則第21条の規定により、許可を受けた者は別紙様式にて毎月翌月末日までに報告すること。

#### 附 則

この許可方針は令和6年10月 日から施行する。

資料 2

(22-34 筑前漁調委)  
(令和6年10月15日)

6漁管第1105号  
令和6年10月9日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における許可（かれいひらめ固定式さし網漁業）に係る  
適格性について（諮問）

このことについて、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、かれいひらめ固定式さし網漁業の許可を受けようとする船舶等の基準を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。



# かれいひらめ固定式さし網漁業の許可方針について

漁業管理課

## 【かれいひらめ固定式さし網漁業の経過】

- 平成 12 年漁期に漁業権漁場外の固定式さし網を再編し、釣りやはえ縄漁業者の意見を踏まえ、各地先が操業する漁場を A 区域～G 区域の 7 区域に分割し、「かれいひらめ固定式さし網」を創設。

以下の条件等を付して許可化。

網揚後、24 時間以内の網設置禁止（替え網禁止）

網長 1,800m 等

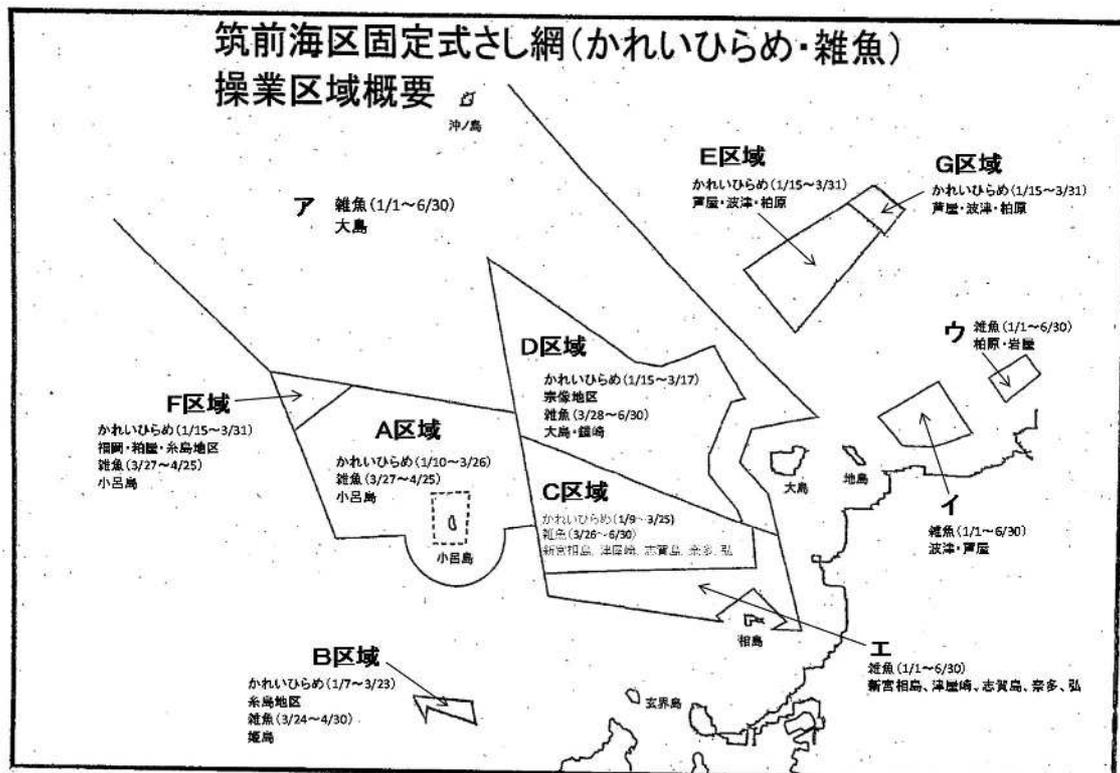
- 平成 29 年漁期に D 区域の許可枠減に伴い網長延長

許可枠 37→8

網長 1,800m→3,000m

## ○操業区域概要

区域	位置	操業地区	漁期	備考
A	小呂島周辺	小呂島	1/10-3/26	月齢 14-18 休漁
B	烏帽子島周辺	福吉、姫島	1/7-3/23	月齢 15-18 休漁
C	相島沖	弘・志賀島・津屋崎	1/9-3/25	
D	大島沖	大島・鐘崎	1/15-3/17	
E	遠賀沖西	波津・芦屋・柏原	1/15-3/31	
F	小呂島西沖	福吉・姫島・西浦・玄界島	1/15-3/31	
G	遠賀沖東	柏原	1/15-3/31	



### 【D区域要望（鐘崎、大島）】

・かれいひらめ類の漁獲量低迷、燃油高騰により漁家経営が厳しい状況であり、以下を要望（別紙 宗像漁協要望書）。

- ・替え網禁止の撤廃
- ・網長短縮（3,000m→2,000m）
- ・漁期短縮（1/15～3/17（約63日） → 1/21～3/9（約48日））

※替え網禁止は撤廃するが、網長や漁期短縮により総漁獲圧は現状並

	許可 枠	始期	末日	操業 期間	休漁 日数	操業 日数	網長 (m)	漁獲圧 (網長×操業日数)	総漁獲圧 (許可枠×漁獲圧)
D現状	8	1/15	3/17	63	31	32	3,000	96,000	768,000
D要望	8	1/21	3/9	48	0	48	2,000	96,000	768,000

### 【F区域要望（福吉、姫島、西浦、玄界島）】

・かれいひらめ類の漁獲量低迷、燃油高騰により漁家経営が厳しい状況であり、以下を要望。（別紙 糸島漁協要望書、福岡市漁協要望書）

- ・替え網禁止の撤廃
- ・許可枠の削減（12→9） 西浦3枠分を削減
- ・漁期短縮（1/15→3/31（約76日） → 2/1～3/31（約59日））

休漁日の設定 月齢14～18に該当する期間

※替え網禁止は撤廃するが、許可枠削減や漁期短縮により総漁獲圧は現状並

	許可 枠	始期	末日	操業 期間	休漁 日数	操業 日数	網長 (m)	漁獲圧 (網長×操業日数)	総漁獲圧 (許可枠×漁獲圧)
F現状	12	1/15	3/31	76	38	38	1,800	68,400	820,800
F要望	9	2/1	3/31	59	10	49	1,800	88,200	793,800

### 今後のスケジュール

- 令和6年10月 筑前漁調委  
かれいひらめ固定式さし網許可方針協議  
かれいひらめ固定式さし網新規許可申請期間諮問
- 令和6年11月 制限措置・申請期間 公示  
許可申請
- 令和6年12月 申請審査
- 令和7年 1月 新規許可

## かれいひらめ固定式刺し網漁業許可方針 (案)

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
A 区域	17	福岡市
B 区域	18	糸島市
C 区域	16	福岡市、糟屋郡新宮町、福津市
D 区域	8	宗像市
E 区域	14	遠賀郡
F 区域	<del>9+2</del>	糸島市、福岡市 <u>(西浦地区除く)</u> 、糟屋郡新宮町
G 区域	7	遠賀郡岡垣町、同郡芦屋町

#### (2) 操業区域

筑前海区海面

#### (3) 漁業時期

次表のとおりとする。

区域名	漁業時期
A 区域	1月10日から3月26日まで
B 区域	1月7日から3月23日まで
C 区域	1月9日から3月25日まで
D 区域	1月 <del>21日+5日</del> から3月 <del>9+7</del> 日まで
E 区域	1月15日から3月31日まで
F 区域	<del>2月1日+1月15日</del> から3月31日まで
G 区域	1月15日から3月31日まで

(4) 漁業を営む者の資格

(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

当該漁業と操業期間が重複する他の許可漁業の許可を取得していない者。

原則として、他漁業許可受有者が申請する場合は、一旦、許可を受けた漁業を廃業するものとするが、やむを得ない事情があり、県に届け出があった場合は、かかれいひらめ固定式刺し網の許可有効期間中は、他許可漁業を休業したものと見なす。

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

(1) 別表1のとおり、区域ごとに定められた期間においては操業してはならない。※許可証へは該当日を記載。

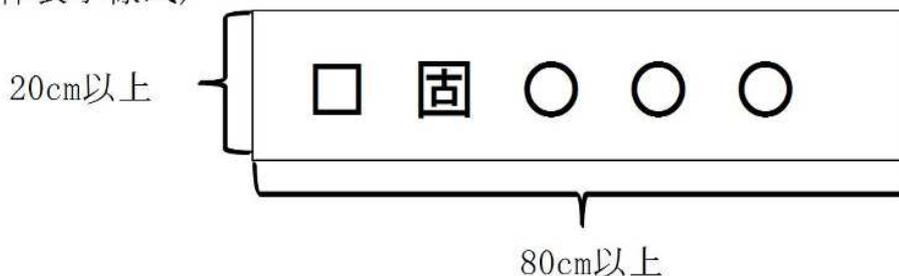
(2) 別表2のとおり、区域ごとに操業区域について条件を付する。

(3) 別表3のとおり、区域ごとにアからシに掲げる条件を付する。

ア 当該漁業操業中の船上には、タテ50センチメートル、ヨコ70センチメートル以上の白色旗を掲げなければならない。

イ 使用する漁船には、操舵室両側面又は船体の見やすい場所に、所属する漁協名並びに漁業種類名の頭文字および許可番号を、下記様式の通り表示しなければならない。

(船体表示様式)



文字 : 縦横15cm以上、太さ1.5cm以上

地色 : 白色

〇〇〇 : 許可番号

□ : 組合名の頭文字

ウ 使用する網漁具の目合いは、くじら尺の2.8寸目(10.6センチメートル)から5寸目(19.0センチメートル)までの範囲でなければならない。

エ 1日1隻が使用できる網漁具は、浮子方の総延長1,800メートル以内でなければならない。また、使用する網漁具の仕様については届出内容を遵守しなければならない。(別紙様式1)

オ 使用の目的を持って、浮子方の総延長1,800メートルを超える網漁具を、使用漁船に積載してはならない。

カ 1日1隻が使用できる網漁具は、浮子方の総延長 ~~2,0003,000~~メートル以内でなければならない。また、使用する網漁具の仕様については届出内容を遵守しなければならない。(別紙様式1)

キ 使用の目的を持って、浮子方の総延長 ~~2,0003,000~~メートルを超える網漁具を、使用漁船に積載してはならない。

ク 使用する網漁具には、許可番号を表示した浮子を1反あたり1個以上装着しなければならない。

ケ 操業は、所属する漁業協同組合(支所)又は地区ごとに一斉操業としなければならない。

コ 所属する漁業協同組合本所又は支所を通して、操業日ごとに操業日時を県に届け出ることとし、届け出なしに操業してはならない。(別紙様式2, 3)

サ 漁具は、原則として、連続して24時間を超えて設置してはならない。また、原則として、揚網後24時間以内に網漁具を投入してはならない。(別紙様式3)

シ 漁具は、原則として、連続して24時間を超えて設置してはならない。

スシ 網漁具の設置時間は、原則として16時から翌日の9時30分までの間とし、それ以外の時間は海中に漁具を設置してはならない。やむを得ない理由により上記の時間を越えて漁具を設置する場合は事前に報告しなければならない。(別紙様式4)

#### 4 申請書の添付書類等

(1) 使用する網漁具の仕様届出書(別紙様式1)

(2) かれいひらめ固定式刺し網漁業と重複する他漁業許可についての届出書(当該漁業と漁業時期が重複する他の許可漁業の許可を取得していた場合に限る。)

(3) 他の許可漁業の漁業許可証(当該漁業と漁業時期が重複する他の許可漁業の許可を取得していた場合に限る。なお、漁協所属者が当該漁協へ提出した場合は不要。)

#### 5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年漁業時期終了の翌月末までに報告すること。

#### 6 その他

当該漁業と漁業時期が重複する他の許可漁業の許可を取得している者については、他の許可漁業を休業しなければならない。なお、休業期間は当該漁業の漁業時期の間とする。

#### 附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則 (F区域の許可枠、D・F区域の漁業時期及び条件変更)

この許可方針は令和6年 月 日から施行する。

別表 1

区域名	操業してはならない期間
A 区域	月齢 14 から 18 に該当する期間
B 区域	月齢 15 から 18 に該当する期間
C 区域	なし
D 区域	なし
E 区域	なし
F 区域	<u>月齢 14 から 18 に該当する期間なし</u>
G 区域	なし

別表 2

区域名	操 業 区 域
A 区域	<p>次の 1 及び 2 に掲げる区域以外の海域並びに共同漁業権漁場内においては操業してはならない。</p> <p>1 小呂島の南端より真方位 90° 及び 270° の直線以南で、同島南端より 3 カイリ以内の区域</p> <p>2 小呂島の南端より真方位 90° 及び 270° の直線以北では次のイからホに掲げる 5 直線によって囲まれた区域</p> <p>イ 小呂島南端より真方位 90° 及び 270° の直線</p> <p>ロ 羽金山（福岡県糸島市と佐賀県佐賀市の県境）山頂と長間礁灯標を結んだ直線の延長線</p> <p>ハ 湯川山（遠賀郡と宗像市の境）山頂と御岳（宗像市大島）を結んだ直線の延長線</p> <p>ニ 魚釣崎（長崎県壱岐市）と小呂島山頂を結ぶ線の間接点及び上イズミ岩（長崎県壱岐市）と烏帽子島灯台を結ぶ線の間接点を結んだ直線の延長線</p> <p>ホ ハ線上にあってハ線とニ線の交点から 5.15 カイリ (9,540m) の点と、ニ線上にあってハ線とニ線の交点から 4.6 カイリ (8,519m) の点を結んだ直線</p>
B 区域	<p>次のイ・ロ・ハ・ニ及びイを順次に結んだ直線によって囲まれた区域以外の海域並びに筑共第 2 号共同漁業権漁場内においては操業してはならない。</p> <p>イ 糸島市二丈十坊山頂上と糸島市志摩姫島東端を結ぶ直線の延長線と福岡市西区柑子岳頂上と燈台瀬灯標を結ぶ直線の延長線との交点</p> <p>ロ 十坊山頂上と姫島東端を結ぶ直線の延長線と福岡市東区志賀島北端と福岡市西区玄界島北端を結ぶ直線の延長線との交点</p> <p>ハ 志賀島北端と玄界島北端を結ぶ直線の延長線と糸島市二丈浮岳頂上と姫島西端を結ぶ直線の延長線との交点</p> <p>ニ 浮岳頂上と姫島西端を結ぶ直線の延長線と佐賀県唐津市土器峠の西端と同県同市野高山山頂を結ぶ直線の延長線との交点</p>

C 区域	<p>次の(1)から(3)に掲げる海域においては操業してはならない。</p> <p>(1) 次のイ・ロ・ハ・ニの4つの直線によって囲まれた区域以外の海域</p> <p>イ 対馬見山(福津市)山頂と福津市楯の岬東端を結んだ直線の延長線</p> <p>ロ 羽金山(福岡県糸島市と佐賀県佐賀市の県境)山頂と長間礁灯標を結んだ直線の延長線</p> <p>ハ 北緯33度48.2分の直線(世界測地系)</p> <p>ニ 新宮町相島東端から真方位0度の直線</p> <p>(2) ロクレット及び横曾根(カサゾネ)周囲100m以内の海域</p> <p>(3) 共同漁業権漁場</p>																																							
D 区域	<p>次のイ・ロ・ハ・ニ・ホの直線及び別記D・E・F・G・H・I・J・K・Lの各点を直線で順次に結んだ線によって囲まれた区域(別記A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L・M各点を結んだ線によって囲まれた区域)以外の海域においては操業してはならない。</p> <p>イ 対馬見山(福津市)山頂と福津市津屋崎町楯の岬東端を結んだ直線の延長線</p> <p>ロ 羽金山(福岡県糸島市と佐賀県佐賀市の県境)山頂と長間礁灯標を結んだ直線の延長線</p> <p>ハ 御岳(宗像市大島)山頂と勝島北東端を結んだ直線の延長線</p> <p>ニ 魚釣崎(長崎県壱岐市)と厚島男島(山口県下関市)山頂を結んだ直線</p> <p>ホ 御岳(宗像市大島)山頂と宮地岳(福津市)山頂を結んだ直線の延長線</p> <p>別 記</p> <table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>北緯 34 度 06.78 分</td> <td>東経 130 度 06.16 分</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>北緯 34 度 02.04 分</td> <td>東経 130 度 13.18 分</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>北緯 34 度 00.89 分</td> <td>東経 130 度 14.42 分</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>北緯 34 度 00.25 分</td> <td>東経 130 度 15.83 分</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>北緯 33 度 59.66 分</td> <td>東経 130 度 17.66 分</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>北緯 34 度 00.79 分</td> <td>東経 130 度 21.55 分</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>北緯 33 度 57.58 分</td> <td>東経 130 度 23.41 分</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>北緯 33 度 56.95 分</td> <td>東経 130 度 22.35 分</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>北緯 33 度 54.43 分</td> <td>東経 130 度 20.75 分</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>北緯 33 度 53.51 分</td> <td>東経 130 度 20.73 分</td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>北緯 33 度 51.72 分</td> <td>東経 130 度 22.09 分</td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>北緯 33 度 50.85 分</td> <td>東経 130 度 22.23 分</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>北緯 33 度 56.59 分</td> <td>東経 130 度 07.30 分 (世界測地系)</td> </tr> </table>	A	北緯 34 度 06.78 分	東経 130 度 06.16 分	B	北緯 34 度 02.04 分	東経 130 度 13.18 分	C	北緯 34 度 00.89 分	東経 130 度 14.42 分	D	北緯 34 度 00.25 分	東経 130 度 15.83 分	E	北緯 33 度 59.66 分	東経 130 度 17.66 分	F	北緯 34 度 00.79 分	東経 130 度 21.55 分	G	北緯 33 度 57.58 分	東経 130 度 23.41 分	H	北緯 33 度 56.95 分	東経 130 度 22.35 分	I	北緯 33 度 54.43 分	東経 130 度 20.75 分	J	北緯 33 度 53.51 分	東経 130 度 20.73 分	K	北緯 33 度 51.72 分	東経 130 度 22.09 分	L	北緯 33 度 50.85 分	東経 130 度 22.23 分	M	北緯 33 度 56.59 分	東経 130 度 07.30 分 (世界測地系)
A	北緯 34 度 06.78 分	東経 130 度 06.16 分																																						
B	北緯 34 度 02.04 分	東経 130 度 13.18 分																																						
C	北緯 34 度 00.89 分	東経 130 度 14.42 分																																						
D	北緯 34 度 00.25 分	東経 130 度 15.83 分																																						
E	北緯 33 度 59.66 分	東経 130 度 17.66 分																																						
F	北緯 34 度 00.79 分	東経 130 度 21.55 分																																						
G	北緯 33 度 57.58 分	東経 130 度 23.41 分																																						
H	北緯 33 度 56.95 分	東経 130 度 22.35 分																																						
I	北緯 33 度 54.43 分	東経 130 度 20.75 分																																						
J	北緯 33 度 53.51 分	東経 130 度 20.73 分																																						
K	北緯 33 度 51.72 分	東経 130 度 22.09 分																																						
L	北緯 33 度 50.85 分	東経 130 度 22.23 分																																						
M	北緯 33 度 56.59 分	東経 130 度 07.30 分 (世界測地系)																																						
E 区域	<p>次のA・B・C・D各点を結んだ線によって囲まれた区域以外の海域においては操業してはならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>北緯 34 度 03.06 分</td> <td>東経 130 度 24.20 分</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>北緯 33 度 59.56 分</td> <td>東経 130 度 27.43 分</td> </tr> </table>	A	北緯 34 度 03.06 分	東経 130 度 24.20 分	B	北緯 33 度 59.56 分	東経 130 度 27.43 分																																	
A	北緯 34 度 03.06 分	東経 130 度 24.20 分																																						
B	北緯 33 度 59.56 分	東経 130 度 27.43 分																																						

	<p>C 北緯 34 度 04.72 分 東経 130 度 32.82 分</p> <p>D 北緯 34 度 06.29 分 東経 130 度 30.92 分 (世界測地系)</p>
F 区域	<p>次のイからハに掲げる 3 直線によって囲まれた区域以外の海域においては操業してはならない。</p> <p>イ 湯川山 (遠賀郡と宗像市の境) 山頂と御岳 (宗像市大島) を結んだ直線の延長線</p> <p>ロ 魚釣崎 (長崎県壱岐市) と小呂島山頂を結ぶ線の間中点及び上イズミ岩 (長崎県壱岐市) と烏帽子島灯台を結ぶ線の間中点とを結んだ直線の延長線</p> <p>ハ イ線上にあってイ線とロ線の交点から 5.15 カイリ (9,540m) の点と、ロ線上にあってイ線とロ線の交点から 4.6 カイリ (8,519m) の点を結んだ直線</p>
G 区域	<p>次のア・イ・ウ・エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域以外の海域においては操業してはならない。</p> <p>ア 北緯 34 度 06.29 分 東経 130 度 30.92 分</p> <p>イ 北緯 34 度 04.50 分 東経 130 度 33.07 分</p> <p>ウ 北緯 34 度 05.75 分 東経 130 度 34.42 分</p> <p>エ 北緯 34 度 07.13 分 東経 130 度 32.76 分 (世界測地系)</p>

別表 3

条件 区域名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス
A 区域	○	○	○	○	○			○	○	○			
B 区域	○	○	○	○	○			○	○	○			
C 区域	○	○	○	○	○			○	○	○		⊖	⊖
D 区域	○	○	○			○	○	○	○	○	⊖	⊖	
E 区域	○	○	○	○	○			○	○	○	○		
F 区域	○	○	○	○	○			○	○	○	⊖	⊖	
G 区域	○	○	○	○	○			○	○	○	○		

参考（許可の内容及び条件 新旧対照表（抜粋））

新	旧
<p>【D区域（鐘崎、大島）】</p> <p>漁業時期 <u>1月21日から3月9日まで</u></p> <p>休漁日（なし）</p> <p>条件（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日1隻が使用できる網漁具は、浮子方の総延長 <u>2,000</u>メートル以内でなければならない。（以下、略）</li> <li>・使用の目的を持って、浮子方 <u>2,000</u>メートルを超える漁具を、使用漁船に積載してはならない。</li> <li>・漁具は、原則として、連続して24時間を超えて設置してはならない。</li> </ul> <p>【F区域（福吉、姫島、玄界島）】</p> <p>許可枠 <u>9</u></p> <p>漁業時期 <u>2月1日</u>から3月31日まで</p> <p>休漁日 <u>月齢14～18に該当する期間</u></p> <p>条件（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日1隻が使用できる網漁具は、浮子方の総延長 1,800メートル以内でなければならない。（以下、略）</li> <li>・使用の目的を持って、浮子方 1,800メートルを超える漁具を、使用漁船に積載してはならない。</li> <li>・漁具は、原則として、連続して24時間を超えて設置してはならない。</li> </ul>	<p>【D区域（鐘崎、大島）】</p> <p>漁業時期 <u>1月15日から3月17日まで</u></p> <p>休漁日（なし）</p> <p>条件（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日1隻が使用できる網漁具は、浮子方の総延長 <u>3,000</u>メートル以内でなければならない。（以下、略）</li> <li>・使用の目的を持って、浮子方 <u>3,000</u>メートルを超える漁具を、使用漁船に積載してはならない。</li> <li>・漁具は、原則として、連続して24時間を超えて設置してはならない。<u>また、原則として、揚網後24時間以内に網漁具を投入してはならない。</u></li> </ul> <p>【F区域（福吉、姫島、<u>西浦</u>、玄界島）】</p> <p>許可枠 <u>12</u></p> <p>漁業時期 <u>1月15日</u>から3月31日まで</p> <p>休漁日 <u>（なし）</u></p> <p>条件（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日1隻が使用できる網漁具は、浮子方の総延長 1,800メートル以内でなければならない。（以下、略）</li> <li>・使用の目的を持って、浮子方 1,800メートルを超える漁具を、使用漁船に積載してはならない。</li> <li>・漁具は、原則として、連続して24時間を超えて設置してはならない。<u>また、原則として、揚網後24時間以内に網漁具を投入してはならない。</u></li> </ul>

令和6年3月26日

福岡県農林水産部水産局漁業管理課  
課長 秋本 恒基 様

宗像漁業協同組合  
代表理事組合長 八尋



かれいひらめ固定式さし網D区域の替え網規制の撤廃について（要望）

平素より宗像地区の漁業調整並びに漁業秩序の維持にご尽力賜り、誠にありがとうございます。

さて当地区では平成12年のかれいひらめ固定式さし網再編以来、かれいひらめ固定式さし網D区域において関係漁業者との操業調整やかれいひらめ資源管理を徹底してまいりました。しかしながら、近年のかれいひらめ類の漁獲量低迷や燃油高騰に伴う経費の増大により、かれいひらめ固定式さし網漁業者の漁業経営が非常に厳しい状況となっております。

通常、固定式さし網は網を揚げた後、替え網を投入し、また翌日網を揚げる作業ですが、現行許可上は網揚げ後24時間は替え網の投入が禁止されています。燃油が高騰している現状では非常に効率の悪い操業となっておりますので、下記のとおり、替え網規制を撤廃して頂き、経営改善を図りたいと考えております。この要望にあたって、漁獲圧を現状より上げないために、下記のような浮子長や漁期短縮を検討しております。

つきましては、かれいひらめ固定式さし網漁業者の窮状をご考慮いただき、替え網規制を撤廃していただきますようお願い申し上げます。

記

要望事項

- ・条件「原則として、揚網後24時間以内に網漁具を投入してはならない。」の撤廃
- ・漁獲圧向上の抑制のため、現状の浮子長3,000メートルを2,000メートルに短縮。
- ・漁獲圧向上の抑制のため、操業期間の15日間短縮とする。操業日を1月21日から3月9日として設定。



令和6年10月1日

福岡県農林水産部水産局漁業管理課  
課長 秋本 恒基 様

糸島漁業協同組  
代表理事組合長 仲西 利



かれいひらめ固定式さし網F区域の替え網規制の撤廃について（要望）

平素より糸島地区の漁業調整並びに漁業秩序の維持にご尽力賜り、誠にありがとうございます。

さて当地区では平成12年のかれいひらめ固定式さし網再編以来、かれいひらめ固定式さし網F区域において関係漁業者との操業調整やかれいひらめ資源管理を徹底してまいりました。しかしながら、近年のかれいひらめ類の漁獲量低迷や燃油高騰に伴う経費の増大により、かれいひらめ固定式さし網漁業者の漁業経営が非常に厳しい状況となっております。

通常、固定式さし網は網を揚げた後、替え網を投入し、また翌日網を揚げる作業ですが、現行許可上は網揚げ後24時間は替え網の投入が禁止されています。燃油が高騰している現状では非常に効率の悪い操業となっておりますので、下記のとおり、替え網規制を撤廃して頂き、経営改善を図りたいと考えております。この要望にあたって、漁獲圧を現状より上げないために、下記のような浮子長の短縮や休漁日の設定を検討しております。

つきましては、かれいひらめ固定式さし網漁業者の窮状をご考慮いただき、替え網規制を撤廃していただきますようお願い申し上げます。

記

要望事項

- ・条件「原則として、揚網後24時間以内に網漁具を投入してはならない。」の撤廃
- ・漁獲圧削減のため、許可枠12を9に削減（西浦地区の3枠分を削減）。
- ・漁獲圧削減のため、現状の漁期1月15日～3月31日までを2月1日～3月31日に短縮。
- ・漁獲圧削減のため、各月の月齢14～18を休漁日として設定。



令和6年10月1日

福岡県農林水産部水産局漁業管理課  
課長 秋本 恒基 様

福岡市漁業協同組合  
代表理事組合長 藤野 秀司



かれいひらめ固定式さし網F区域の替え網規制の撤廃について（要望）

平素より福岡地区の漁業調整並びに漁業秩序の維持にご尽力賜り、誠にありがとうございます。

さて当地区では平成12年のかれいひらめ固定式さし網再編以来、かれいひらめ固定式さし網F区域において関係漁業者との操業調整やかれいひらめ資源管理を徹底してまいりました。しかしながら、近年のかれいひらめ類の漁獲量低迷や燃油高騰に伴う経費の増大により、かれいひらめ固定式さし網漁業者の漁業経営が非常に厳しい状況となっております。

通常、固定式さし網は網を揚げた後、替え網を投入し、また翌日網を揚げる作業ですが、現行許可上は網揚げ後24時間は替え網の投入が禁止されています。燃油が高騰している現状では非常に効率の悪い操業となっておりますので、下記のとおり、替え網規制を撤廃して頂き、経営改善を図りたいと考えております。この要望にあたって、漁獲圧を現状より上げないために、下記のような浮子長の短縮や休漁日の設定を検討しております。

つきましては、かれいひらめ固定式さし網漁業者の窮状をご考慮いただき、替え網規制を撤廃していただきますようお願い申し上げます。

記

要望事項

- ・条件「原則として、揚網後24時間以内に網漁具を投入してはならない。」の撤廃
- ・漁獲圧削減のため、許可枠12を9に削減（西浦地区の3枠分の削減）。
- ・漁獲圧削減のため、現状の漁期1月15日～3月31日までを2月1日～3月31日に短縮。
- ・漁獲圧削減のため、各月の月齢14～18を休漁日として設定。



令和6年3月26日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

宗像漁業協同組合  
代表理事組合長 八尋 時男



かれいひらめ固定式さし網D区域の替え網規制の撤廃について（要望）

平素より宗像地区の漁業調整並びに漁業秩序の維持にご尽力賜り、誠にありがとうございます。

さて当地区では平成12年のかれいひらめ固定式さし網再編以来、かれいひらめ固定式さし網D区域において関係漁業者との操業調整やかれいひらめ資源管理を徹底してまいりました。しかしながら、近年のかれいひらめ類の漁獲量低迷や燃油高騰に伴う経費の増大により、かれいひらめ固定式さし網漁業者の漁業経営が非常に厳しい状況となっております。

通常、固定式さし網は網を揚げた後、替え網を投入し、また翌日網を揚げる作業ですが、現行許可上は網揚げ後24時間は替え網の投入が禁止されています。燃油が高騰している現状では非常に効率の悪い操業となっておりますので、下記のとおり、替え網規制を撤廃して頂き、経営改善を図りたいと考えております。この要望にあたって、漁獲圧を現状より上げないために、下記のような浮子長や漁期短縮を検討しております。

つきましては、かれいひらめ固定式さし網漁業者の窮状をご考慮いただき、替え網規制を撤廃していただきますようお願い申し上げます。

記

要望事項

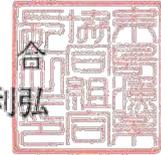
- ・条件「原則として、揚網後24時間以内に網漁具を投入してはならない。」の撤廃
- ・漁獲圧向上の抑制のため、現状の浮子長3,000メートルを2,000メートルに短縮。
- ・漁獲圧向上の抑制のため、操業期間の12日間短縮とする。操業日を1月21日から3月9日として設定。



令和6年10月1日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

糸島漁業協同組合  
代表理事組合長 仲西 利弘



### かれいひらめ固定式さし網F区域の替え網規制の撤廃について（要望）

平素より糸島地区の漁業調整並びに漁業秩序の維持にご尽力賜り、誠にありがとうございます。

さて本地区では平成12年のかれいひらめ固定式さし網再編以来、かれいひらめ固定式さし網F区域において関係漁業者との操業調整やかれいひらめ資源管理を徹底してまいりました。しかしながら、近年のかれいひらめ類の漁獲量低迷や燃油高騰に伴う経費の増大により、かれいひらめ固定式さし網漁業者の漁業経営が非常に厳しい状況となっております。

通常、固定式さし網は網を揚げた後、替え網を投入し、また翌日網を揚げる作業ですが、現行許可上は網揚げ後24時間は替え網の投入が禁止されています。燃油が高騰している現状では非常に効率の悪い操業となっておりますので、下記のとおり、替え網規制を撤廃して頂き、経営改善を図りたいと考えております。この要望にあたって、漁獲圧を現状より上げないために、下記のような浮子長の短縮や休漁日の設定を検討しております。

つきましては、かれいひらめ固定式さし網漁業者の窮状をご考慮いただき、替え網規制を撤廃していただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 要望事項

- ・条件「原則として、揚網後24時間以内に網漁具を投入してはならない。」の撤廃
- ・漁獲圧削減のため、許可枠12を9に削減（西浦地区の3枠分を削減）。
- ・漁獲圧削減のため、現状の漁期1月15日～3月31日までを2月1日～3月31日に短縮。
- ・漁獲圧削減のため、各月の月齢14～18を休漁日として設定。



令和6年10月1日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡市漁業協同組合  
代表理事組合長 藤野 秀司



かれいひらめ固定式さし網F区域の替え網規制の撤廃について（要望）

平素より福岡地区の漁業調整並びに漁業秩序の維持にご尽力賜り、誠にありがとうございます。

さて本地区では平成12年のかれいひらめ固定式さし網再編以来、かれいひらめ固定式さし網F区域において関係漁業者との操業調整やかれいひらめ資源管理を徹底してまいりました。しかしながら、近年のかれいひらめ類の漁獲量低迷や燃油高騰に伴う経費の増大により、かれいひらめ固定式さし網漁業者の漁業経営が非常に厳しい状況となっております。

通常、固定式さし網は網を揚げた後、替え網を投入し、また翌日網を揚げる作業ですが、現行許可上は網揚げ後24時間は替え網の投入が禁止されています。燃油が高騰している現状では非常に効率の悪い操業となっておりますので、下記のとおり、替え網規制を撤廃して頂き、経営改善を図りたいと考えております。この要望にあたって、漁獲圧を現状より上げないために、下記のような浮子長の短縮や休漁日の設定を検討しております。

つきましては、かれいひらめ固定式さし網漁業者の窮状をご考慮いただき、替え網規制を撤廃していただきますようお願い申し上げます。

記

要望事項

- ・条件「原則として、揚網後24時間以内に網漁具を投入してはならない。」の撤廃
- ・漁獲圧削減のため、許可枠12を9に削減（西浦地区の3枠分の削減）。
- ・漁獲圧削減のため、現状の漁期1月15日～3月31日までを2月1日～3月31日に短縮。
- ・漁獲圧削減のため、各月の月齢14～18を休漁日として設定。



資料 3

(22-34 筑前漁調委)  
(令和6年10月15日)

6 漁管第 1 1 2 3 号

令和6年10月11日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における許可（小型いかつり漁業）に係る適格性について  
(諮問)

このことについて、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、小型いかつり漁業の許可を受けようとする船舶等の基準を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。



## 小型いかつり漁業許可方針

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり、区域ごとに許可する船舶等の上限を設ける。漁業許可は、下表に掲げる住所を有する者に対してのみ行うこととする。

区域名		許可する船舶等の数の上限	住所要件
県内		<del>152</del> <u>153</u>	筑前海沿岸市町
県外	長崎県	当該年から起算して過去5年間の平均許可隻数の範囲内とする。	長崎県内
	佐賀県	筑肥連合海区漁業調整委員会の審議結果の範囲内とする。	佐賀県内

※許可する船舶等の数の上限を超えた申請があった場合は、小型いかつり漁業に係る許可の基準（別紙）に基づき許可するものとする。

#### (2) 船舶の総トン数

5トン以上20トン未満とする。

#### (3) 操業区域

筑前海区海面

#### (4) 漁業時期

4月1日から翌年3月31日まで

### 2 許可の有効期間

県内許可については、5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

県外許可については、1年又は一斉更新までの残存期間とする。

### 3 条件

(1) 次のアからカに掲げる海域においては操業してはならない。

ア 次の(ア)から(エ)までを順次に結んだ直線より南側の区域。

(ア) 古賀市大字久保字花見の中川尻に設置した標識（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の陸側の境界の基点）

(イ) アから真方位287度10分、3,120メートルの点（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の沖側の境界の基点）

(ウ) イから栗ノ上礁灯標を見通す線の延長線と、筑前大島灯台（宗像市）から真方位318度、2,000メートルの点と臼島灯標（佐賀県唐津市）を

結ぶ線との交点

(エ) 白島灯標

- イ 筑共第7号共同漁業権漁場内（小呂島周辺）
- ウ 筑共第10号共同漁業権漁場内（相島周辺）
- エ 筑共第11号共同漁業権漁場内（栗ノ上礁周辺）
- オ 筑共第2号共同漁業権漁場内（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち、福岡県筑前海区釣漁業協議会（以下「釣協」という。）に所属しない漁業者のみ適用）
- カ 福岡県宗像市大島字沖島小屋島山頂より半径7,500m以内の海域。  
（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ適用）

(2) 電気設備の制限

- ア 集魚灯に使用できる電球の総設備容量は、45キロワット以内でなければならない。さらに、装着できる放電灯は、3キロワット以内のものが15灯以内でなければならない。
- イ 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装備できるハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない（放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計21個以内）。

(3) 許可番号の表示

操業中は、下記様式による許可番号を操舵室の両側に表示しなければならない。

フクイカ ○○○○ (許可番号)
---------------------

地 の 色 : 黄 色  
文字及び数字 : 黒 色

各文字及び数字の大きさは、縦8センチメートル以上とする。  
なお、その太さは2センチメートル以上とする。

(4) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。

(5) (1)に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。

(i)の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以西の海域  
4月1日から9月30日の期間

(ii)の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以東の海域  
5月1日から10月31日の期間

基点第27号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）

A線 基点第27号から真方位347度の線

B線 旧2号浮標（世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒）と沖の島東端を結ぶ線

#### 4 陸揚港の選定

県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者は、県内漁港のうち2港（主港・従港）を陸揚港として選定し、緊急時を除き原則として選定した陸揚港で陸揚げするものとする。なお、選定に当たっては、釣協の承認を得るものとする。

#### 5 申請書の添付書類等

- (1) 許可申請一覧表
- (2) 操業計画書（別紙様式1）
- (3) 漁船原簿謄本（県外漁業者のみ）
- (4) 誓約書（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）（別紙様式2）
- (5) 設備状況調査表（別紙様式3）
- (6) ソケット設備確認証明書（別紙様式4）
- (7) 陸揚港承認証の写し（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）
- (8) ソケット設備状況を確認できる写真（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）

#### 6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

##### 附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

##### 附 則

この許可方針は令和3年12月14日から施行する。

（許可する船舶等の数の上限の見直し（県内、長崎県）、漁業調整規則第11条第5項に基づく許可の基準の策定）

##### 附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和5年7月20日から施行する。

##### 附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(4)(5)追加）は令和5年12月14日から施行する。県内については令和7年12月31日、県外（長崎県、佐賀県）にあつては令和5年12月14日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

##### 附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年1月17日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年7月16日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年10月 日から施行する。

令和6年10月1日

福岡県農林水産部水産局漁業管理  
課長 秋本 恒基 様

糸島漁業協同組合  
代表理事組合長 仲西 利弘



小型いかつり漁業の許可枠拡大について（要望）

平素より、当漁協へのご指導、ご支援を賜り誠にありがとうございます。

小型いかつり漁業は、安定した漁業収入を目的として当組合でも多数の組合員が操業しています。また刺し網や籠等の許可漁業と比べて必要資材が少なく、新規でも比較的操業しやすい漁業と認識しています。

その為、さわら等の曳縄釣り漁業が不安定な中、漁業所得向上のため小型いかつり漁業を要望する声が上がっています。

つきましては、県内小型いかつり漁業許可の許可枠拡大につきまして、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

記

新たに小型いかつり漁業許可を要望するもの 1名



令和6年10月1日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

糸島漁業協同組合  
代表理事組合長 仲西 利弘



小型いかつり漁業の許可枠拡大について（要望）

平素より、当漁協へのご指導、ご支援を賜り誠にありがとうございます。

小型いかつり漁業は、安定した漁業収入を目的として当組合でも多数の組合員が操業しています。また刺し網や籠等の許可漁業と比べて必要資材が少なく、新規でも比較的操業しやすい漁業と認識しています。

その為、さわら等の曳縄釣り漁業が不安定な中、漁業所得向上のため小型いかつり漁業を要望する声が上がっています。

つきましては、県内小型いかつり漁業許可の許可枠拡大につきまして、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

記

新たに小型いかつり漁業許可を要望するもの 1名



6 漁管第 1 1 0 1 号  
令和 6 年 1 0 月 1 1 日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る  
制限措置等について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する同法第42条(以下「第42条」という。)第1項及び福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。)第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第1項に基づく公示（筑前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総 トン数	許可する 隻数	漁業を営む者の資格
小型いか つり漁業	小型いかつ り漁業	筑前海 区海面	4月1日から 翌年3月31 日まで	—	5トン以 上20ト ン未満	3	・筑前海沿岸市町に住所を有する者
小型機船 底びき網 漁業	手繰第三種 貝桁網漁業	筑前海 区海面	12月1日か ら翌年4月3 0日まで	—	5トン未 満	6	・福岡市に住所を有する者 ・当該地区（筑共第8号）漁業権管理委員会の同意のある者
	手繰第三種 なまこ桁網 漁業	筑前海 区海面	11月1日か ら翌年4月3 0日まで	—	—	5	・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者 ・当該地区（筑共第18号）漁業権管理委員会の同意のある者
固定式刺 し網漁業	かれいひら め固定式刺 し網漁業	筑前海 区海面	1月21日か ら3月9日ま で	—	—	7	・宗像市に住所を有する者 ・当該漁業と操業期間が重複する他の許可漁業の許可を取得していない者
		筑前海 区海面	2月1日から 3月31日ま で	—	—	5	・糸島市、福岡市、糟屋郡新宮町に住所を有する者 ・当該漁業と操業期間が重複する他の許可漁業の許可を取得していない者
たこつば 漁業	たこつば漁 業	筑前海 区海面	1月1日から 12月31日 まで	—	—	1	・北九州市若松区、北九州市小倉北区、糟屋郡新宮町大字相島に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年11月1日から令和6年11月30日まで

ただし、手繰第三種貝桁網漁業については、令和6年11月1日から令和6年11月15日までとする。

# (現行)

## 資 料 5

(22-34 筑前漁調委)  
(令和6年10月15日)

筑前海区漁業調整委員会指示第198号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、筑前海区におけるアコヤガイ(*Pinctada fucata*)の保護のため、次のとおり指示する。

令和3年10月15日

筑前海区漁業調整委員会  
会 長 富 重 信 一

### 1 指示の適用海域

筑前海区海域

### 2 移殖等の制限

- (1) 外国及び筑前海区以外の海域からアコヤガイ属(交雑種を含む)の貝を移殖してはならない。
- (2) 外国及び筑前海区以外の海域から持ち込んだアコヤガイ属(交雑種を含む)の貝を用いて飼育試験等を行ってはならない。

### 3 採捕の制限

共同漁業権漁場内において、アコヤガイを採捕してはならない。但し、当委員会が認めた試験研究機関が試験研究のために採捕する場合、若しくは筑前海区において区画漁業権に基づき真珠養殖及び真珠母貝養殖を営む者が当該漁業を営むために採捕する場合は、この限りでない。

### 4 指示の有効期間

令和3年12月1日から令和6年11月30日まで

# (更新案)

筑前海区漁業調整委員会指示第211号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、筑前海区におけるアコヤガイ(*Pinctada fucata*)の保護のため、次のとおり指示する。

令和6年10月 日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 移殖等の制限

(1) 外国及び筑前海区以外の海域からアコヤガイ属(交雑種を含む)の貝を移殖してはならない。

(2) 外国及び筑前海区以外の海域から持ち込んだアコヤガイ属(交雑種を含む)の貝を用いて飼育試験等を行ってはならない。

3 採捕の制限

共同漁業権漁場内において、アコヤガイを採捕してはならない。但し、当委員会が認めた試験研究機関が試験研究のために採捕する場合、若しくは筑前海区において区画漁業権に基づき真珠養殖及び真珠母貝養殖を営む者が当該漁業を営むために採捕する場合は、この限りでない。

4 指示の有効期間

令和6年12月1日から令和9年11月30日まで

令和6年7月30日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 殿

新宮相島漁業協同組合  
代表理事組合長 井上 博



## 陳 情 書

貴委員会におかれましては、平素より筑前海における沿岸漁業の振興にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、当組合では真珠母貝養殖及び真珠養殖を行っております。本県筑前海区のアコヤガイは純国産・無病であることから、本県筑前海区では、美しく大きな真珠が生産できます。このことにより、生産される真珠には非常に希少な価値が付加されます。純国産・無病のアコヤガイが生息するのは国内では唯一筑前海のみであります。このような我が県における真珠養殖の非常に大きな利点を堅持するには、他県産アコヤガイが筑前海に入るのを防ぎ、また本県産アコヤガイが他県に流出するのを防ぐことが非常に重要であります。

つきましては、筑前海区におけるアコヤガイの保護について特段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

